

# 青森県報

第三千八号

平成二十年  
十一月七日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………	(税 務 課 ……
種畜の臨時検査の施行……………	(畜 産 課 ……
青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の 公開……………	(水産振興課 ……
右 同……………	( 同 ) ……
右 同……………	( 同 ) ……
右 同……………	( 同 ) ……
右 同……………	( 同 ) ……
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………	( 同 ) ……
建設業者の許可の取消し……………	(西北地域 民 局) ……
右 同……………	( 同 ) ……

## 告 示

青森県告示第七百二十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二後段の規定によ

り告示する。

平成二十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の 氏 名	主たる事務所又は事業所の 所在地	指定取消 年月日
株式会社柿本石油	柿本 和夫	青森市南佃一丁目五の五	平成二〇二〇・二

青森県告示第七百二十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により公表する。

平成二十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 検査家畜の種類
- 種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬、牛
- 二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成二〇二〇・二	上北郡七戸町字原久保九五の二 株式会社諏訪牧場畜舎

青森県告示第七百二十五号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月七日

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所  
青森県知事 三 村 申 吾

当 事 者	住 所	期 日	場 所
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 梶 浦 春 美	つがる市富泡町屏風 山一の一四〇〇	平成二十年 十一月二十 七日午前十 一時	青森市長島一 丁目の一 青森県庁南棟 八階B会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産振興課  
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第七百二十六号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名			

聴聞の期日及び場所

秋 田 浩 一

住 所	期 日	場 所
つがる市富泡町屏風 山一の一八五七	平成二十年 十一月二十 七日午後一 時	青森市長島一 丁目の一 青森県庁南棟 八階B会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産振興課  
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第七百二十七号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 野 宮 吉 則	つがる市富泡町千貫 三一	平成二十年 十一月二十 七日午後二 時	青森市長島一 丁目の一 青森県庁南棟 八階B会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

2 所在地 青森市長島一丁目一の一  
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

青森県告示第七百二十八号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
中井 勝 義	西津軽郡深浦町大字 沢辺字山科一〇四の 四	平成二十年 十一月二十 七日午後二 時	青森市長島一 丁目の一 青森県庁南棟 八階B会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

2 所在地 青森市長島一丁目一の一  
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

青森県告示第七百二十九号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
工藤 利 昭	下北郡風間浦村大字 蛇浦字古釜谷二四の 四	平成二十年 十一月二十 七日午後四 時	青森市長島一 丁目の一 青森県庁南棟 八階B会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

2 所在地 青森市長島一丁目一の一  
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

青森県告示第七百三十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表三厩村区域の項を次のように改める。

三厩村区域 三厩村漁業協同組合の地区	1 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業 3 小型定置漁業
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社佐々木建業
- 二 代表者の氏名 佐々木 弘次
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市牛潟町大田光九六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二四六〇号
- 五 取消年月日 平成二十年十月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実  
平成二十年九月二日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社山加産業
- 二 代表者の氏名 加賀谷 廣光
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字廻堰字西下山四三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一〇一八八号
- 五 取消年月日 平成二十年十月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実  
平成二十年八月二十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭